



3月決算企業(決算日が3月31日)の中間納付、及びCOVID-19の影響による2021年度中間納付の免除の直接適用又は申請に関する規定

3月決算企業(決算日が3月31日)は12月末までに中間納付を行う必要があります。

3月決算企業の営利事業所得税の中間納付の時期(12/1～12/31)になりました。COVID-19の影響を受けている会社は次ページの規定に基づき、中間納付の免除を申請することができます。又は免除を直接適用することができます。

次ページの規定を満たさない会社は中間納付申告を行う必要があります。

営利事業者は上半期の実際の経営状況を考慮し、当期上半期の収益が減少し、前年度の納税額の1/2を中間納付することが会社にとって不利になる場合は、公認会計士の税務監査を受けた上半期(6か月間)の実際の所得額に基づいて中間納付税額を計算することができます。こちらについては、監査手続の手配のため、早めに担当会計士と検討することをお勧めします。

1. 納付期間

原則として9月1日から9月30日までとされています。これは12月決算企業を前提としており、その他の決算月の企業については、期首から9か月目にあたる月に中間納付を行う必要があります。3月決算の場合は、12月1日から12月31日までになります。

2. 納付税額計算及び申告方法について

①一般申告

納付税額:

2020年度確定申告納付税額の2分の1

申告方法:

中間納付税額申告書を作成し、中間納付税額領収書及び税額控除証明書類を添付し、管轄税務機関に申告します。

投資税額控除、行政救済未控除税額及び源泉税額を中間

納付税額から控除しない場合は、中間納付税額を納付することで、中間納付税額の申告が免除されます。以下の「電子申告納税サービス」ウェブサイトで納付書をプリントアウトできます。

<https://www.etax.nat.gov.tw/etwmain/front/ETW144W3>

営利事業者の各種控除前の中間納付税額がNT\$2,000以下の場合、中間納付が免除されます。

②実額申告

納付税額:

青色申告適用事業者又は会計士の税務監査を受け期限内に申告する会社は、2021年度上半期実績により所得税法に基づいて計算した上半期所得税額をもって中間納付税額とすることができます。2021年度の営利事業所得税の税率は20%です。徴収免除額を含めてまとめると下表の通りです。

年度	年間課税所得額 (P)	営利事業所得税額 (T)
2021	$P \leq 120,000$	徴収免除
	$120,000 < P \leq 200,000$	$T = (P - 120,000) \div 2$
	$200,000 < P$	$T = P \times 20\%$

3. 中間納付税額からの外国税額控除

②実額申告の場合、上半期に外国で納めた税額については、控除限度額内において当該源泉地等にて発行された(台湾領事館等の認証済)証憑を税務機関に提出することにより控除することができます。

COVID-19の影響による2021年度中間納付の免除の直接適用又は申請に関する規定

財政部は2021年8月6日付で台財税字第11004598580号解釈通達を公告しました。COVID-19による影響を受けた営利事業者は、「嚴重特殊伝染性肺炎予防及び救済振興特別条例」(以下、救済条例)の施行期間(2020年1月15日から2022年6月30日)において、下表の状況を満たす場合、国税局への2021年度営利事業所得税の中間納付の**免除申請**、又は**免除の直接適用**ができます。

中間納付の免除申請	<p>右記の状況のいずれかを満たす者</p> <ol style="list-style-type: none"> 12月決算企業は2021年9月1日～2021年9月30日の中間納付申告期間において、2021年度営利事業所得税中間納付の免除を申請する。 特殊会計年度を採用する企業で3月決算の場合は、2021年12月1日～2021年12月31日の期間に申請する。 	<ol style="list-style-type: none"> 中央目的事業主務機関が救済条例第9条第3項に基づき定めた細則に基づき、救済関連措置を受けている。 その他COVID-19の影響により短期における売上高が急減した。(例えば、2020年1月から連続2か月の平均売上高又はいずれか1か月の売上高が2019年7月から12月の平均売上高或いは2018年以降の何れか一年間の同期の平均売上高より15%以上減少した、又はその他売上高が急減した状況があった場合。) <p>申請書類ダウンロード: 営利事業所得税中間納付申告の免除申請書 https://www.mof.gov.tw/download/d5d3066d1c42487fb465ce5380c8daee</p>
中間納付免除の直接適用	<p>営利事業者が2021年度中間納付申告期間の開始前において、右記の状況のいずれかを満たす場合、2021年度営利事業所得税中間納付の免除を直接適用ことができ、申請手続は不要。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 財政部が2020年7月31日付で公布した台財税字第10904595840号通達の規定を満たし、所得税法第69条第6号の規定に基づき、2020年度営利事業所得税中間納付が免除された営利事業者。 即ち、前年に条件を満たし、2020年度営利事業所得税中間納付が免除された営利事業者は、本年度において免除の再申請は不要。 財政部の2020年3月19日付台財税字第10904533690号通達及び2021年6月3日付台財税字第11004575510号通達に基づき、納税の延期又は分割納税が許可された者。 財政部の2020年5月13日付台財税字第10904556490号通達又は2021年6月25日付台財税字第11004573290号通達に基づき、営業税の過大納付税額の還付が承認された者。

上記の規定を満たさず、中間納付申告を行う必要がある企業について、前ページの関連規定をご参照ください。

KPMG Taiwan Network

台北事務所

日本業務組連絡先 日本語対応可能

台北市11049信義区

信義路5段7号68F

T : +886 2 8101 6666 (代表)

F : +886 2 8101 6667

新竹事務所

新竹市300091

科学园区展業一路11号

T +886 3 579 9955

F +886 3 563 2277

台中事務所

台中市40758西屯区

文心路二段201号7F

T +886 4 2415 9168

F +886 4 2259 0196

台南事務所

台南市700002中区

民生路2段279号16F

T +886 6 211 9988

F +886 6 6229 3326

高雄事務所

高雄市801647前金区

中正四路211号12Fの6

T +886 7 213 0888

F +886 7 271 3721

Contact us

パートナー

李 宗霖

パートナー

T +886 2 8758 9946 内線番号 : 02337

E johnnylee@kpmg.com.tw

林 琇宜

パートナー

T +886 2 8758 9688 内線番号 : 02587

E slin1@kpmg.com.tw

陳 彦富

パートナー

T +886 2 8758 9995 内線番号 : 02909

E byronchen@kpmg.com.tw

友野 浩司

パートナー

T +886 2 8758 9794 内線番号 : 06195

E kojitomono@kpmg.com.tw

柯 有聰

パートナー

T +886 2 8758 9980 内線番号 : 16592

E jasonko1@kpmg.com.tw

記帳部門 (記帳代行、個人所得税、給与計算等)

蔡 文惠

パートナー

T +886 2 8758 9992 内線番号 : 00584

E etsai@kpmg.com.tw

登記部門 (会社設立、ビザ取得等)

李 美儀

シニアマネジャー

T +886 2 8758 9780 内線番号 : 02340

E migilee@kpmg.com.tw

日本人顧問

坂本 幸寛

T +886 28758 9751 内線番号 : 19065

E yukihirosakamoto1@kpmg.com.tw

平野 健史

T +886 2 8758 9927 内線番号 : 19794

E thirano1@kpmg.com.tw

home.kpmg/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2021 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

発行責任者 : 林 琇宜 統括 / KPMG台湾